

## 岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務 実施要領

**1 業務概要**

- (1) 業務名称  
岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務
- (2) 業務目的  
岩手県産木材を活用した備品を製作し、県産木材利用の促進を図ること。
- (3) 業務内容  
上記目的を達成するため、以下の業務に関する一連の業務  
ア 岩手県産木材を活用したパーテーション、ベンチ等の企画デザイン、製作、設置  
イ その他、岩手県産木材の利用促進に関する提案（任意）
- (4) 設置場所  
盛岡地区合同庁舎別館1階 うちまる保育園内（盛岡市内丸11番1号）
- (5) 事業主体  
岩手県（担当課：総務部総務事務センター）
- (6) 委託期間  
契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

**2 委託料上限額**

3,134,000円以内（税込み）

**3 契約方法**

- (1) 契約方法  
企画競争による随意契約
- (2) 契約根拠  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない契約）
- (3) 随意契約理由  
本事業の実施に当たり、事業効果を十分に確保するためには、予算の範囲内で県産木材を活用することに加え、乳幼児が使用するうえで安全性及び耐久性に配慮し、乳幼児が喜ぶデザイン性のある製品を提案する業者を選定し、契約することが適当と認められるため。

**4 募集概要等**

- (1) 募集方法  
資料2「企画コンペ実施要領」のとおり
- (2) 募集期間  
令和4年8月29日（月）から令和4年9月22日（木）午後5時まで
- (3) 審査・選考  
別途設置する「企画提案選考委員会」において、別途定める審査要領に基づき審査、選考する。
- (4) 結果通知方法  
応募者あて通知するとともに、県ホームページで公表する。